

公共施設の使用料設定に
当たっての基本方針



平成 2 9 年 5 月 改 訂 版
座間市

はじめに.....	1
1 見直しの基本的な考え方.....	1
2 使用料の基本的な考え方.....	2
3 使用料算定手順.....	3
4 減額・免除規定の基本的な考え方.....	6
5 今後の見直し.....	6

はじめに

本市では、平成21年8月に公共施設の使用料を見直すための庁内統一基準となる「公共施設の使用料設定に当たっての基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定しました。

その後、「現在の公共施設を身の丈に合った良質な資産として、いかに次世代に引き継いでいくか。」という大きな命題に取り組むため、平成23年3月に策定した「第四次座間市総合計画」において、新しく7つの分野で重点的に取り組む戦略プロジェクトを示し、その一つとして「座間市公共施設利活用指針」の策定を位置づけました。

この指針づくりの第1段階として「座間市公共施設白書」を平成25年3月に作成しました。この白書で、これまで市の発展と共に整備を進めてきたさまざまな公共施設の多くが老朽化しつつあることが明らかになりました。そして、これらの施設の大規模改修や建て替えに要する費用は、現状における施設の改修等に充当している財源を大きく上回っており、全ての建物を改修、更新した場合には、今後20年間で約300億円の新たな支出増になると想定しています。このため、現在の施設を将来にわたって保有し続けることは、財政運営上極めて困難であり、施設総量の削減を図っていく必要があります。

こうした厳しい現実と将来見通しを踏まえ、限られた財源の中で可能な限り市民サービスの質を低下させることなく、今後の公共施設を維持、管理、運営していくための指針として、平成27年3月に「座間市公共施設利活用指針」を定めました。

この「座間市公共施設利活用指針」では、公共施設の統廃合等による経費の削減だけでなく、受益者負担の原則による使用料等の適正化についても明記しています。そこで、策定から7年以上を経過しております「基本方針」について、「座間市公共施設利活用指針」を踏まえながら受益者負担の原則に基づいて見直しをすることとしました。

1 見直しの基本的な考え方

公共施設の使用料は、市民サービスの質を低下させることなく、今後の公共施設を維持、管理、運営していくために必要ですが、「座間市公共施設利活用指針」でも明記している受益者負担の原則はもとより、使用料算定の明確性や使用料を支払う者と支払わない者との負担の公平性の確保も重要となってきます。今回は、これらの観点も考慮しながら今まで示してきた基準をより明確にしたり、新たな基準を設定したりするなどの見直しを行います。

(1) 対象施設

本市の公共施設の中には、使用料を徴収することが適当でない公共施設がありますが、これまでは、どのような公共施設から使用料を徴収しないか判断する基準を明示していませんでした。そこで、使用料徴収の対象とならない施設の判断基準を設定します。

(2) 対象経費

公共施設の使用料を算定する際に算入していた経費の中に利用者に負担を求めるには過大となってしまう経費も含まれていますので、公共施設の使用料を算定するに当たって算入する対象経費を見直します。

(3) 利用者負担率

施設の性質別負担率は既に設定していましたが、区分が多く、負担率が曖昧なところがありました。そこで、利用者負担率の区分を簡素化し、負担率を明確化します。

(4) 算定方法

会議室に代表される貸出の対象となるスペース（以下、「区画」という。）はその形態によって利用者が独占的に利用できたり、不特定多数の利用者と共有しなければならないこともあります。そこで、「区画」の形態ごとに使用料の算定式を設定します。

(5) 減額・免除規定

今までも、減額・免除規定については設定していましたが、特に減額と免除の基準が一部曖昧になっていますので、減額できる範囲を限定列挙するように見直します。

(6) 定期的な見直し

「座間市公共施設利活用指針」に基づく対象施設の統廃合や今後の社会経済情勢の変化に伴う対象経費の増減が予想できますので、使用料の適正化を図るために定期的な使用料の見直し期間を新たに設定します。

2 使用料の基本的な考え方

本市は、市民の福祉を増進するために市民が利用できる公共施設を設置してきました。しかし、設置から長い年月がたち、施設は徐々に老朽化しています。今後も市民サービスの質を低下させることなく、公共施設を維持、管理、運営していくために地方自治法第225条の規定により次の基本的な考え方に基づいて公共施設の使用料を徴収させていただきます。

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(1) 受益者負担の原則

公共施設は、建設費用やその後の維持管理にも経費がかかり、基本的にはそれらの費用は公費で負担しています。しかし、公共施設を利用する市民と利用しない市民との負担の公平を図る観

点から受益者である公共施設を利用する市民には応分の負担をしていただきます。

(2) 算定方法の明確化

本市が使用料を設定するに当たって、応分の負担を求められる受益者に納得していただくために公共施設ごとに算定方法を設定するのではなく、使用料の積算根拠を明確にした統一的な算定方法を設定します。

(3) 減額・免除規定の適正化

使用料の減額又は免除は、公共施設の利用促進に一定の効果があります。しかし、使用料の減額又は免除はあくまでも特例的な措置であり、過度な適用は負担の公平性を損なう恐れもあります。減額又は免除は、真にやむを得ないものとして合理性のあるものに限定して適用します。

3 使用料算定手順

(1) 対象施設

本市が使用料を徴収する公共施設は、原則として、以下の施設を除く施設とします。

ア 法令等により使用料を徴収できない施設(小中学校(屋外運動場照明設備の利用等を除く。)、図書館等)

イ 法令等により使用料の算定方法や受益者負担の基準が定められている施設(市営住宅、公園、道路等)

ウ もっぱら行政利用目的に設置された施設(市庁舎、消防庁舎等)

エ 指定管理者が管理運営を行っている施設(ただし、協定書に基づく管理期間終了後は本方針に基づき使用料を算定するものとする。)

(2) 対象経費

公共施設に係る経費には、施設の整備に係る投資的な経費と施設の維持管理・運営に係る経常的な経費の2つがあります。使用料を徴収する公共施設は、市民の使用に供することを目的に設置された施設として市民の誰もが利用できるもので、用地取得費や建設費などの投資的な経費は公費で負担し、施設の維持管理・運営に係る経常的な経費について受益者負担を求めるものとします。

公共施設の使用料算定において受益者負担を求める経常的な経費は、施設の維持管理・運営に要する人件費、物件費、維持補修費(大規模修繕を除く。)などを対象とします。

また、対象経費は、原則として、使用料基礎額を算定する際の直近の決算額とし、1年間の支出額の合計を年間経費とします。

ただし、指定管理者が管理する公共施設は、指定管理者選定の際に指定管理料の上限額を積算するのに用いた経費のうち、経常的な経費に相当する額の1年間分を年間経費とします。

(3) 利用者負担率

本市が使用料を算定する際に用いる公共施設の利用者負担率は、次の区分によるものとします。

区分※	民間類似施設	
	有	無
必需的	公費負担 75% 受益者負担25%	公費負担 100% 受益者負担 0%
選択的	公費負担 25% 受益者負担75%	公費負担 50% 受益者負担50%

※ 「必需的」とは、日常生活を営む上で、ほとんどの市民が必要とするサービスを提供していることをいいます。

「選択的」とは、生活や余暇をより快適なものにするために特定の市民が必要とするサービスを提供していることをいいます。

(4) 算定方法

ア 使用料基礎額の算定方法

公共施設の「区画」の利用形態に応じて、次のように算定を行うものとします。なお、次のイからキに該当しない場合は、算定した使用料基礎額を使用料とします。

(ア) 専用利用

利用者が会議室や各種コートなど「区画」を専用して利用できる場合は、1㎡1時間当たりの使用料基礎額を算定します（10円未満は切り捨てとします）。

$$\frac{\text{年間経費}}{\text{年間稼働時間}} \times \text{貸出区分面積} \times \text{利用者負担率}$$

(イ) 共用利用

利用者がプールやトレーニング室など「区画」を不特定多数の利用者と同時に共用して利用する場合は、1人1回当たりの使用料基礎額を算定します（10円未満は切り捨てとします）。

$$\frac{\text{年間経費}}{\text{年間利用者数※}} \times \text{利用者負担率}$$

※ 使用料基礎額を算定する際の直近の決算額の年度における実績とします。

イ 時間帯別又は曜日別使用料

時間帯別又は曜日別に使用料を設定する場合は、アで算出した使用料基礎額に一定の率を乗じて算出するものとします。

ウ 営利目的

営利目的で公共施設を使用する場合は、原則として、アで算出した使用料基礎額の2.5倍の料金を使用料とします。

エ 夜間照明

夜間照明を使用する場合は、アで算出した使用料基礎額とは別に、貸出時間当たりの光熱水費相当額を徴収するものとします。

オ 附帯設備又は備品等

附帯設備又は備品等を使用する場合は、アで算出した使用料基礎額とは別に定める料金と合算したものを使用料とします。

カ 市民以外の利用者

本市の公共施設使用料算定において投資的な経費は受益者負担を求める対象経費から除き、公費負担つまり本市の市民が負担します。従って、本市の公共施設は、市民が優先して利用すべきであることから、市民（本市に居住し、通勤し、又は通学する個人及び構成員の半数以上が本市に居住し、通勤し、又は通学する個人の団体を含む。以下同じ。）以外の利用者が本市の公共施設を利用する場合は、原則として、アで算出した使用料基礎額の2倍の料金を使用料とします。

キ 激変緩和

使用料の見直しに伴って算定した使用料基礎額が現行使用料を著しく上回る場合は、利用者に過度な負担を強いるだけでなく、利用者数の低下を招く恐れもあります。

そこで、使用料の見直しに当たっては、利用者的大幅な負担増を緩和するため、次のとおり、現行使用料に応じて改定上限率を設定します。

現行使用料	改定上限率
250円以下	100%（現行使用料が0円の場合は250円）
250円超500円以下	80%
500円超1,000円以下	50%
1,000円超3,000円以下	40%
3,000円超10,000円以下	30%
10,000円超	20%

4 減額・免除規定の基本的な考え方

使用料の減額又は免除規定は、地域や団体活動の支援・促進や公共施設の利用促進などに一定の効果をもたらします。

しかし、使用料の減額又は免除規定は、あくまで特例的な措置であり、過度な適用は負担の公平性を損なう恐れもあることからその適用は限定的でなければなりません。

そこで、使用料の減額又は免除規定を適用する範囲を次のとおりとします。

(1) 免除

- ア 市又は市の機関が行政目的で利用する（主催、共催）場合
- イ 公共施設の管理運営団体が公共用目的で利用する場合
- ウ 国、他の地方公共団体又はこれらの機関が行政目的で利用する場合

(2) 減額（50％）

- ア 構成員の半数以上が市民の障害者である団体又は障害者が利用する場合（障害者1人につき介助者1人も含む。）
- イ 公共施設の設置目的に合致し、公益性に資する利用で、規則に定める場合

5 今後の見直し

「基本方針」に基づいて使用料を見直した後は、原則として、3年ごとに定期的に使用料の見直しを行います。

ただし、現在策定している「（仮）座間市公共施設再整備計画」等により公共施設の大幅な変更や統廃合がある場合は、その都度見直しを検討します。